

# ***iPROVE***

株式会社日本電子公証機構認証サービス  
資格情報についての補足規程  
(認証業務規程補足)

Version 1.2

株式会社 日本電子公証機構

## 改訂履歴

Version	変更内容	日付	変更者/ 作成者	日付	承認者
1.0	初版作成	050531	井口	050531	梶
1.1	社団法人日本画像情報マネジメント協会を 公益社団法人日本文書情報マネジメント協 会に変更	140812	牛川	140812	吉川
1.2	誤字修正	150427	牛川	150427	吉川

## 目次

改訂履歴 .....	1
1 はじめに.....	3
1.1 背景と概要 .....	3
1.2 資格情報の定義.....	3
1.3 資格情報の利用と利用の制限 .....	4
1.4 資格情報の種類.....	4
1.5 本規程の改訂と公開.....	4
1.6 その他の留意事項 .....	5
2 日本文書情報マネジメント協会認定 文書情報管理士 資格 .....	6
2.1 資格情報の意味と目的 .....	6
2.2 電子証明書の記載事項の詳細 .....	6
2.3 認証業務の実施についての補足事項 .....	6
2.4 制約事項等 .....	7
2.5 本章の内容の変更について.....	8

## 1 はじめに

### 1.1 背景と概要

株式会社日本電子公証機構(以下「jNOTARY」という)は、「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成 12 年法律第 102 号、以下「電子署名法」という)に基づく主務省令で定めた基準に適合する認証業務サービスである株式会社日本電子公証機構認証サービス iPROVE(以下「iPROVE」または「本サービス」という)を提供します。iPROVE は、電子署名法で規定されている主務大臣の認定を受けた認定認証業務です。

iPROVE は、本サービスの利用者に対して、電子署名での利用を目的とした電子証明書を発行します。iPROVE についての詳細は「株式会社日本電子公証機構認証サービス認証業務規程」(以下「CPS」という)に定められています。

本文書「株式会社日本電子公証機構認証サービス 資格情報のための補足規程」(以下「本規程」)は、iPROVE が発行する電子証明書において、利用者の特定の属性を示す情報(以下「資格情報」という)を掲載する場合について、CPS に規定された内容を補完するものです。本規程は、本サービスの全ての参加者に対して有益な情報を提供します。

### 1.2 資格情報の定義

本規程において、「資格情報」とは、利用者の持つ資格や権利、利用者が所属する組織の名称など、利用者の属性についての情報を示します。例えば、資格情報は、利用者が「資格 A の保持者である」ことや「企業 B の一員である」こと、また「企業 C の取締役である」ことを示すかもしれません。

iPROVE では、利用者が発行する電子証明書において、主体者名 (subject) の特定のフィールドにおいて、資格情報を格納することがあります。下表は、電子証明書の主体者名 (subject) フィールドの構成を示しています (CPS 3.1.2 項より抜粋)。下表において、No.3 の斜字体部分の値が”JN” (すなわち ou=”Group - JN”) 以外の値であった場合、当該項目と No.4 の項目は、資格情報を格納するのに利用されません。

No.	属性の名称	記載される値、あるいは値の意味	電子署名法との対応
1	組織名 (organizationName, o)	固定値: ”Japan Digital Notarization Authority, Inc.”	—
2	単位組織名1 (organizationalUnitName, ou)	固定値: “Japan Digital Notarization Authority iPROVE CA”	—
3	単位組織名2 (organizationalUnitName, ou)	資格情報を記載するフィールド。 例: “Group - XXXXX” (斜字体部分は可変値)	—

4	単位組織名3 (organizationalUnitName, ou)	資格情報を記載するフィールド。 例: "General - XXXXXX" (斜字体部分は可変値)	—
5	氏名 (commonName, cn)	利用者の氏名をローマ字で記載。発行申込書に記入されている利用者名(ローマ字表記)が記載されます。 例: "Taro Denshi"	○
6	メールアドレス (emailAddress, e)	利用者のメールアドレスを記載。発行申込書に記入されている利用者のメールアドレスが記載されます。 例: "taro@jnotary.com"	—

「○」: 電子署名法で規定された認定制度における認証の対象であることを示す。

「—」: 電子署名法で規定された認定制度における認証の対象外であることを示す。

iPROVE では、資格情報を掲載した電子証明書を発行する場合に、CPS で定められた諸手続に加えて、本規程で定められた諸手続に従って各種業務を行います。

### 1.3 資格情報の利用と利用の制限

iPROVE の利用者及び依拠する当事者は、資格情報を、自身の目的のために自由に利用することができます。ただし、利用者及び依拠する当事者は、法律、法令、CPS 及びその他の本サービスにかかわる規約等において明示的に禁止されている用途に、資格情報を利用してはなりません。

iPROVE では、利用者に対して、CPS 及び本規程に定められた諸手続に従って、資格情報が掲載された電子証明書を発行します。資格情報を利用する者は、当該本人自身によって、当該電子証明書（及び資格情報、以下同じ）の使用が、自己の目的に対して妥当であるかどうかについて評価し、その責任において電子証明書への依存の可否を判断しなければなりません。また、CPS、本規程、当社が公表する他の情報、および、暗号技術に関する一般的な情報が上記の判断に十分でないとは判断した場合には電子証明書へ依存してはなりません。

### 1.4 資格情報の種類

iPROVE が発行する資格情報は、本規程執筆時において以下の種類に分類できます。

#### (1) 日本文書情報マネジメント協会認定 文書情報管理士 資格 (第2章)

本規程では、以降の各章において、上記の個別の資格情報について、その情報の示す意味、jNOTARY における資格情報の確認方法、その他の制限等の規定を行います。

### 1.5 本規程の改訂と公開

本規程は、本規程内において別途定められた項目を除き、jNOTARY によって適宜改訂されることができます。jNOTARY は、本規程の改訂にあたって、利用者及び依拠する当事者

に対して事前の通知を行う義務を持たないものとします。

jNOTARY は、本規程の最新版を、以下のリポジトリ上において公開します。

リポジトリ： <https://iprove.jnotary.com/repository>

#### 1.6 その他の留意事項

本規程は、CPS を補足する規定集です。本規程に明記されていない多くの事項が、CPS 及び CPS と関連する各種文書類に規定されています。本規程の読者は、必要に応じて、これらの規程を参照してください。

## 2 日本文書情報マネジメント協会認定 文書情報管理士 資格

### 2.1 資格情報の意味と目的

iPROVE は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「JIIMA」という）が運営する文書情報管理士の認定制度において認定を受けた者（以下「文書情報管理士」という）に対して、JIIMA の承認にもとづき、電子証明書を発行します。この電子証明書は、当該電子証明書の利用者が、以下の資格および権利を保持していることを証明しています。

- ① 文書情報管理士であること
- ② 電子証明書の発行について、JIIMA が承認を行った者であること

発行される電子証明書には、2.2 節で規定される特定の資格情報が記載されます。

### 2.2 電子証明書の記載事項の詳細

文書情報管理士に発行される電子証明書には、以下のように資格情報を掲載します。

No.	属性の名称	記載される値、あるいは値の意味	電子署名法との対応
3	単位組織名2 (organizationalUnitName, ou)	下記の値(固定値)を記載する。 "Group - JIIMA"	—
4	単位組織名3 (organizationalUnitName, ou)	識別番号。識別番号は JIIMA 及び jNOTARY によって割当てられます。 例: "General - XXXXX-XX" (斜字体部分は可変値)	—

「○」: 電子署名法で規定された認定制度における認証の対象であることを示す。

「—」: 電子署名法で規定された認定制度における認証の対象外であることを示す。

※ No.3,4 以外の項目 (No.1,2,5,6) については CPS あるいは本規程1.2節を参照すること。

### 2.3 認証業務の実施についての補足事項

jNOTARY は、文書情報管理士の資格情報を掲載した電子証明書の発行及び運用管理にあたり、以下に示す作業を行います。

#### (1) 電子証明書の発行審査時における、文書情報管理士資格等の確認

iPROVE では、本規程2.2節に規定された電子証明書を発行する場合、CPS で定められた認証業務に加えて、当該申込者が文書情報管理士の資格を保持していることを、以下の手段を用いて確認します。

- 申込者が iPROVE に提出した発行申込書類に記載された個人情報の一部を JIIMA

に送付します。jNOTARY が JIIMA に送付する個人情報は、以下の通りです。

1. 氏名、生年月日
  2. 文書情報管理士の登録番号
  3. 電子証明書の発行申込年月日
- JIIMA では、上記の情報をもとに、(1)当該申込者が文書情報管理士の資格を保持すること、及び(2) 当該申込者に電子証明書を利用する権利があること、を確認し、この結果を jNOTARY に通知します。
  - jNOTARY では、通知結果に従って、電子証明書の発行の可否を判断します。

#### (2) 資格の停止に伴う電子証明書の失効

jNOTARY は、JIIMA からの通知に基づき、かつ jNOTARY が必要と判断した場合において、利用者への事前の通知なく電子証明書を失効する場合があります。JIIMA からの通知に基づき jNOTARY によって失効が必要と判断される場合とは、以下のようなケースです。

- JIIMA が当該利用者の文書情報管理士の資格を停止した場合
- JIIMA が当該利用者について、電子証明書の利用の資格がなくなったと判断した場合
- その他、JIIMA が必要と判断し jNOTARY によりこれが認められた場合

電子証明書が失効された場合、jNOTARY は、利用者に対して通知を行います。

JIIMA と jNOTARY は、文書情報管理士の資格を掲載した電子証明書を発行することについて、相互に協力することを約束しています。上記の作業の内容については、JIIMA と jNOTARY の双方において合意されており、jNOTARY は合意された内容に従って、厳密な運用を実施します。

また、jNOTARY は、電子証明書の発行及び運用管理に必要と判断される場合、認証業務に係わる業務の用に供する目的で上記に掲載されていない他の作業を行うことがあります。

## 2.4 制約事項等

本資格情報を掲載した電子証明書の利用については、以下の制約事項があります。

### (1) JIIMA との情報の交換

電子証明書の発行の審査にあたり、jNOTARY は、当該電子証明書の申込者が文書情



報管理士の資格を保持すること等を確認するために、JIIMA 側に申込情報の一部を送付します。これらの交換される情報には、個人情報が含まれます (2.3 節(1)参照)。

申込者は、JIIMA 及び jNOTARY の間で、自身についての情報の交換が行われることを、あらかじめ了承していなければなりません。

(2) 資格の停止等に伴う電子証明書の失効

jNOTARY は、電子証明書の利用者が文書情報管理士の資格を失った場合など、JIIMA からの通知に基づき jNOTARY が必要と判断した場合、利用者の電子証明書の失効を行います(2.3節(2)参照)。

利用者は、資格の停止等によって電子証明書が失効されることがあることを、あらかじめ了承していなければなりません。

## 2.5 本章の内容の変更について

本章に掲載された内容は、JIIMA と jNOTARY との合意によって、変更される場合があります。jNOTARY は、規定の変更にあたって、利用者及び依拠する当事者に対して事前の通知を行う義務を持たないものとします。